

# 第8期益城町障がい福祉計画・第4期益城町障がい児福祉計画策定業務委託仕様書

## 1 委託業務名

第8期益城町障がい福祉計画・第4期益城町障がい児福祉計画策定業務

## 2 業務期間

委託業務契約を締結した日から令和9年（2027年）3月31日まで

## 3 本業務の目的

本業務は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、「第8期益城町障がい福祉計画・第4期益城町障がい児福祉計画」を策定することを目的とする。

なお、策定にあたっては、法律や国が定める基本方針に即し、本計画に盛り込むべき事項を網羅するものとする。

## 4 計画の対象期間

令和9年度（2027年度）～令和11年度（2029年度）の3か年

## 5 法令等の遵守

本業務の受託者は、業務を実施するにあたり、当該仕様書に定めるもののほか、上位計画等の整合に留意し、関係する規則等諸法令を遵守しなければならない。

## 6 業務内容

○第8期益城町障がい福祉計画・第4期益城町障がい児福祉計画の策定

国の示す策定基本指針に即し、各種データの分析や推計、策定委員会等での検討結果並びに国の制度見直しを踏まえつつ、委託者の意向に加え、受託者の独自の観点を取り入れた上で、検討事項を整理して、必要な施策の提案及び助言を行い、計画案を取りまとめるものとする。

### (1) 現状把握

関連資料を基に現状の分析・把握を行う。基礎データの収集調査、分析、整理、現計画の現状と問題点の見直しを行う。

ア 統計資料の把握

イ 上位計画及び関連計画の動向把握

ウ 現計画及び関連施策の進捗状況の整理及び分析

エ 国・県等の動向把握、及び反映

### (2) アンケート調査

アンケート調査を実施し、現状や課題などを抽出、把握する。アンケート調査実施に伴う個人情報などの取り扱いには十分配慮すること。なお、アンケートの実施概要については次の通りである。

## 【アンケート調査実施概要】

調査対象：障がい福祉サービス利用者、障害児通所サービス利用者、事業所  
(サービス利用者：約750件、事業所：約25件)

### ア アンケート調査票の設計

- ・調査票を作成するに当たっては本町と協議を行い決定する。
- ・調査票のレイアウトは回答者の負担を減らし、回収率を向上させる配慮を行うこと。

### イ アンケート調査票及び使用する封筒の印刷

- ・調査票：A4判、色上質紙、12ページ程度、1色刷り、中綴じ製本、約775部
- ・発送用封筒：角2サイズ、クラフト封筒、1色刷り、約775枚
- ・返信用封筒：長3サイズ、クラフト封筒、1色刷り、約775枚

### ウ アンケート調査票の配付・回収

- ・調査方法については、郵送で配付し、回収は郵送とWEBの双方を可能とする。
- ・発送、回収にかかる郵送費は受託者が負担する。
- ・調査対象者の抽出は町が行い、宛名ラベルに印刷したものを受託者へ提供し、宛名ラベルの貼り付けは受託者が行う。

### エ アンケートの入力・集計・分析、報告書の作成

- ・回収した調査票のデータ入力作業、集計・分析・自由回答のとりまとめを行い、調査結果報告書としてまとめるまでの作業一式を行う。
- ・入力を終えた調査票は町へ返却する。

## (3) サービス量の推計

事業量の推計及び分析、見込み事業量確保のための方策の検討を行い、サービス見込み量を算出する。

## (4) 計画骨子案・素案・概要版の作成

基礎調査分析の結果を踏まえるとともに、会議での議論や関係機関との協議・調整を図ったうえで、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の骨子案、計画書素案のとりまとめを行う。なお、策定にあたっては、関連計画や既存計画との整合性を図ること。

また、概要版の編集・デザイン・校正等も行う。編集にあたっては、住民にわかりやすく読み手の興味を惹くデザイン・構成に配慮することとする。冊子に用いるイラスト等については、地域福祉の視点に配慮したものとし、受託者オリジナルのものを作成することとする。

### ア 基本的方向性の検討

### イ 計画の評価方法の検討、重点施策及び目標指標等の検討

### ウ 骨子案の作成

### エ 計画書素案の作成

### オ パブリックコメントの実施支援

### カ 計画書の編集、校正、修正

### キ 概要版のデザイン・編集、校正、修正

(5) 会議等運営支援

①策定委員会等会議運営支援（3回程度）

- ア 策定委員会への出席、運営支援
- イ 会議録の作成（要旨）
- ウ 会議資料原稿データ作成

※本計画の担当者が出席すること。

②担当者との打ち合わせ

- ア 計画の策定、進行に係る打ち合わせ（適宜実施）
- イ 打合せ録の作成（要約）

※本計画の担当者が出席すること。

(6) 計画書の取りまとめ

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、その一体性から一冊に取りまとめるものとする。

(7) 成果品

- ア アンケート調査報告書、計画書、計画書概要版のデータ 一式
- イ 計画書の製本（A4判／100頁程度／フルカラー）100部
- ウ 計画書概要版の製本（A4判／8頁程度／フルカラー／音声コード付き）100部

## 7 その他

- ・本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、本町と受託者間で協議の上定めるものとする。
- ・本業務上知り得た行政及び個人の情報に関する秘密を町の許可なく他に利用し、又は第三者に漏洩・複写・閲覧・譲渡等してはならない。
- ・受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打ち合わせを行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。
- ・今後、新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。
- ・計画等の成果品は、町に帰属し、町の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。